

東京都北区
地域密着型サービス事業者
公募要項

(小規模多機能型居宅介護)

2022年(令和4年)7月
福祉部介護保険課

1. 公募の趣旨

北区では、介護保険事業計画に基づき、地域密着型サービスの整備を進めています。

本公募は、この計画に基づき、小規模多機能型居宅介護事業所の整備を図るため実施するものです。

2. 公募する事業及び公募数

公募する事業	募集圏域	整備箇所	登録定員等
小規模多機能型居宅介護	浮間圏域	1	29名
	赤羽西圏域 赤羽北圏域 桐ヶ丘圏域	1	29名
	十条台圏域 十条圏域	1	29名
	滝野川西圏域 滝野川東圏域	1	29名

※小規模多機能型居宅介護サービスの普及を図るため、上記圏域以外での事業所の開設についても検討しています。ご提案いただく場合には、事前に担当までご相談ください。

	日常生活圏域	住 所
①	十条台圏域	中十条1～4丁目、岸町1～2丁目、十条台1丁目、上十条1丁目、王子本町1～3丁目
②	王子圏域	王子1～6丁目、豊島1丁目
③	豊島圏域	豊島2～8丁目
④	十条圏域	十条台2丁目、上十条2～5丁目、十条仲原1～4丁目
⑤	東十条圏域	東十条1～6丁目
⑥	神谷圏域	神谷1～3丁目
⑦	赤羽西圏域	赤羽西1～6丁目（5丁目3～15を除く）、西が丘1～3丁目
⑧	志茂圏域	志茂1～5丁目
⑨	赤羽圏域	岩淵町、赤羽1～2丁目、赤羽3丁目1～4、5（2～11）、6（1～9・27～32）赤羽南1～2丁目
⑩	赤羽北圏域	赤羽北1～2丁目、3丁目（3～5、16～25を除く）赤羽台4丁目2～15、17（9・25～65）、18、19赤羽3丁目5（1・13～15）、6（10～26）、7～29
⑪	浮間圏域	浮間1～5丁目
⑫	桐ヶ丘圏域	桐ヶ丘1～2丁目、赤羽北3丁目3～5、16～25赤羽台1～3丁目、4丁目1、16、17（1～8・10～24・66・68）赤羽西5丁目3～15
⑬	滝野川西圏域	滝野川3～7丁目

⑭	滝野川東圏域	滝野川 1～2 丁目、西ヶ原 2～4 丁目
⑮	西ヶ原東圏域	西ヶ原 1 丁目、上中里 1 丁目、中里 1～3 丁目
⑯	田端圏域	田端 1～6 丁目
⑰	昭和町圏域	上中里 2～3 丁目、昭和町 1～3 丁目、栄町
⑱	堀船圏域	堀船 1～4 丁目
⑲	東田端圏域	田端新町 1～3 丁目、東田端 1～2 丁目

3. 応募資格

法人格を有し、以下の要件のうち、いずれかを満たす者。（法人種別は問いません。）

- ①令和4年7月1日現在、東京都内で、1年以上、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所のいずれかを運営していること。
- ②令和4年7月1日現在、東京都内で、1年以上、入所系の介護サービス事業所に加え、指定訪問介護事業所、指定訪問看護事業所、指定通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定通所リハビリテーション事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定夜間対応型訪問介護事業所のいずれかを運営していること。
- ③社会福祉事業に熱意と深い見識を有し、介護保険サービス事業所を運営するために必要な経営基盤と社会的信用を同等以上に有していること

※ここでいう入所系とは、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、短期入所生活介護、短期入所療養介護をいう。

ただし、法人またはその役員等が次のいずれかに該当する場合は、応募できません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、国、他の地方公共団体及び区の一般競争入札の参加を制限されている。
- (2) 役員等に禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者が含まれている。
- (3) 会社更生法、民事再生法等による更生または再生手続きを行っている。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団、またはその構成員及びそれらの利益となるような活動を行う団体、その構成員。
- (5) 最近3年間の法人税、法人住民税（市町村民税法人分）、消費税及び地方消費税を滞納している。
- (6) 過去3か年継続して決算状況が営業活動において赤字及び債務超過の状態となっている。
- (7) 法人が運営している事業所に対し、過去3年以内に都道府県及び区市町村が行った指導検査等において、重大な指摘を受けたことがある。

なお、応募者が事業所の指定手続きまでの間に上記に規定する応募資格を有しなくなった場合、または提出された書類の記載事項が虚偽であることが判明した場合は、その時点で失格とします。

4. 応募条件

- (1) 応募について

- ①公募数は、複数ですが、応募することができるのは、1か所とします。

②1つの土地・建物について、応募することができるのは、1法人とします。

(2) 施設の運営について

①施設の運営に当たっては、介護保険法、老人福祉法、生活保護法等関係法令のほか、東京都北区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び東京都北区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例で定めるそれぞれの基準を満たし、事業者として適切な事業を実施すること。

②事業開始後、家族や地域住民との交流の機会を確保し、利用者の社会との結びつきを確保すること。

(3) 施設の整備について

①施設の整備にあたっては、建築基準法、消防法、東京都福祉のまちづくり条例のほか、国、東京都及び北区の関係法令を遵守すること。なお、事前に関係法令の対象となる建築物について、北区のまちづくり部建築課などに必ず確認をすること。

②敷地及び建物は、所有権を取得し、登記することを原則としますが、それにより難しい場合は、長期にわたる事業継続が可能となる期間を有している賃貸借契約または地上権の設定によることが可能です。

※使用貸借契約及び共有による確保は原則として認められません。

③居間及び食堂は、利用者1人あたり3㎡以上とすること。

④宿泊室の整備にあたっては、内法で7.43㎡(4.5畳)以上とし、6室以上整備すること。

⑤スプリンクラー設備を整備すること。

⑥2階建て以上になる場合は、エレベーターを設置すること。

5. 選定の方法

(1) 事業予定者の決定方法

北区が設置する地域密着型サービス運営協議会において、整備地域ごとに、次のとおり審査を行い、最終的に区長が決定します。

なお、審査の結果、選定事業者なしとする場合があります。

(2) 審査方法

①第1次審査

応募書類等提出された書類により、第1次審査を行います。

②第2次審査

第1次審査通過者(原則第1次審査における上位3法人)について第2次審査を実施します。第2次審査では、プレゼンテーション審査および、現在運営している事業所の現地視察を実施し、第1次審査結果と合わせ、総合的に判断します。

※応募法人数が3法人以下の場合は、第1次審査の結果を経ず、第2次審査の対象とします。ただし、事業予定者決定の際には、第1次審査結果及び第2次審査結果を合わせ、総合的に判断します。

※現地視察実施の際には、改めて通知いたします。

(3) 審査結果の通知

第1次審査及び第2次審査の結果については、それぞれ審査対象の全ての事業者に文書により通知します。

(4) 事業予定者等の公表

応募の状況、審査基準、事業予定者として決定した事業者については、北区ホームページ等で公表します。

6. 選定の基準

事業者選定にあたっての基準については、法人の健全性・安定性や財務基盤の安定性のほか、別紙1「東京都北区地域密着型サービス事業者運営事業予定者審査基準（小規模多機能型居宅介護）」を参照してください。

なお、選定の過程及び他法人の選定結果詳細については、公開しません。

7. 選定までのスケジュール（予定）

令和4年7月 4日（月）	ホームページ等で公募要項公表
7月14日（木）～ 8月12日（金）	応募意向調査票受付期間
7月14日（木）～ 8月12日（金）	質疑受付
8月16日（火）	質疑最終回答
8月15日（月）～ 9月20日（火）	応募書類受付
10月上旬～10月中旬	第1次審査（書類審査）
10月下旬	第1次審査通過者決定
11月	第2次審査（プレゼンテーション審査、現地視察審査）
12月上旬	事業予定者の決定

8. 応募手続き等

(1) 応募意向調査票受付

受付期間・件名	提出先
①提出期限 令和4年7月14日（木） ～8月12日（金）午後5時	福祉部介護保険課給付調整係 電話 03-3908-1119 Eメール kaigo-ka@city.kita.lg.jp
②件名 「北区小規模多機能応募意向調査票（法人名）」 ※調査票を添付してください。	

※「応募意向調査票」（別紙様式）を電子メール等で提出してください。

※応募意向調査票の提出をもって応募予定者とします。調査票の提出がない場合は、質疑受付及び応募書類受付を行いませんので、ご注意ください。

(2) 質疑受付

受付期間・件名	提出先
①提出期限 令和4年7月14日(木) ～8月12日(金)午後5時	福祉部介護保険課給付調整係 電話 03-3908-1119 Eメール kaigo-ka@city.kita.lg.jp
②件名 「北区小規模多機能公募質問(法人名)」 ※質問票を添付してください。	

※応募意向調査票の提出があった事業者には、整備圏域の状況(高齢者人口・要介護認定者数等)を提示いたします。

※応募意向調査票の提出があった事業者からの質問について回答します。

※「質問票」(別紙様式)に要旨を簡潔に記載のうえ、電子メールで提出してください。電話・FAXによる質問は受け付けません。なお、簡易と思われる質問については、当課までご相談ください。

※質問は順次回答いたしますが、8月16日(火)の回答を最終とします。

※受け付けた質問の回答については、公平を期するため、「応募意向調査票」の提出があった全事業者にメールで通知します。ただし、事業者のノウハウに係る項目については、質問のあった団体にのみ回答いたします。

(3) 応募申込み

①提出日時及び提出場所

提出日時	提出場所
令和4年8月15日(水)～9月20日(金) 月～金 午前9時～午後5時まで	東京都北区王子本町 1-15-22 北区役所第1庁舎1階13番 福祉部介護保険課給付調整係 電話 03-3908-1119

※応募意向調査票の提出があった事業者について受け付けします。

※郵送による書類の受付はいたしませんので、あらかじめ電話予約のうえ、ご来庁ください。

※所定の期間内に書類等が提出されなかった場合は、応募を辞退したものとみなします。

※提出書類に不備がある場合は、受け付けられません。

※書類提出後の差替え及び内容の変更は、提出締切日まで受け付けます。ただし、担当部署の指示による差替え等はこの限りではありません。

※書類受付後の書類審査により、応募資格及び応募条件に該当しない事業者からの応募であることが判明した場合は、応募の申請を不受理としますので、応募資格及び応募条件をよく確認のうえ、申請してください。

②提出書類

	提出書類	部数	様式・留意事項など
1	公募申込書	1	様式1
2	提出書類一覧	1	様式2
3	法人の事業経歴	1	様式3
4	役員名簿、評議員名簿	1	様式4-1、様式4-2 ※評議員がない場合は、様式4-2の提出は必要ありません。
5	代表者の経歴	1	様式5
6	法人の定款または寄附行為	1	最新のもの写し
7	法人登記簿謄本	1	応募申込日3か月以内に発行されたもの
8	決算報告書	1	過去3年分の決算報告書（監査意見書等含む）
9	法人税等納税証明書	1	過去3年分の法人税・法人住民税（市町村民税法人分）納税証明書、消費税及び地方消費税納税証明書（その1） ※社会福祉法人など、非課税となっている法人の場合は、「未納がない」「滞納処分を受けたことがない」証明を添付。詳しくは、税務署・都税事務所などにお問い合わせください。
10	法人の運営実績	1	様式6 ※多くの事業所を開設している場合は、項目を満たすのであれば別に作成可。縦横変更も可。ただし、その場合についても、様式種類・様式名を記載のこと。
11	開設予定地の地図	1	最寄駅、公共機関などを記載のこと。
12	土地・建物の現況写真	1	開設予定地の現況写真。建物が現存する場合は、外観写真を撮影のこと。
13	図面（配置図、平面図）	1	現時点で予定している配置図と各階の平面図を作成すること。
14	オーナー事業参入理由書	1	様式7 ※土地所有者や建物所有者が自ら建物を整備して、運営事業者に賃貸する場合のみ提出すること。
15	事業計画概要書	15	様式8 ※様式8の「宿泊費（1泊）」については、別紙にて算定根拠を示すこと。

16	事業計画提案書	15	様式9 ※「9. 提案内容」参照。 ※総ページ数20頁以内で作成のこと。 ※様式とは別に資料を添付することは不可としますが、様式内に図表等を貼付することは可とします。
17	既存介護サービス事業所職員の離職状況	15	様式10-1、様式10-2、様式10-3 ※入所系の介護サービス事業を実施している事業所のみを記入すること。
18	既存事業所の指導監査結果通知と改善状況報告	15	「様式10」に記載されている事業所のうち、東京都や区市町村の実地検査等における指摘文書及び指導に係る改善内容が記入された文書（過去3年の内の直近のもの1事業所分） ※指導監査を受けたことがない場合は、「指導監査の実績なし」として作成のこと。
19	既存事業所の重要事項説明書	15	「様式10」に記載されている小規模多機能型居宅介護事業所1か所の重要事項説明書 ※小規模多機能型居宅介護を運営していない場合は、その他のサービスのものとする。 ※「介護」「介護予防」「生活保護」を分けて作成している場合は、「介護」分とする。

③書類提出方法

(ア) A4版縦型フラットファイルに左綴じにして提出すること。

(イ) 提出部数は、次のとおりまとめてください。

a 提出書類No.1～19をまとめたものを1部

※表紙に「令和4年度東京都北区地域密着型サービス事業者公募申込書（小規模多機能型居宅介護）」と「法人名」を表示し、書類には黒塗りすることなく、法人名、事業所名の記載をしてください。

b 提出書類No.15～19をまとめたものを14部

※表紙に「令和4年度東京都北区地域密着型サービス事業者公募申込書（小規模多機能型居宅介護）」（法人名は表示しない）と表示し、書類については、法人名、事業所名その他法人等を特定できる事項及び個人名等の個人情報に黒塗りをしてください。（マジックペンなどで黒塗りする場合は、透ける場合がありますのでご注意ください。）

※法人等を特定できる事項として、法人名・事業所名の他にこれまで黒塗りとした例

- ・事業所所在地の区市名より後（「区市」までは黒塗りはしない）
- ・電話番号（下4ケタ位を黒塗りしていただければ可）
- ・HPアドレス
- ・事業所番号
- ・法人代表者名
- ・法人名入りの印

（ウ）提出書類ごとに書類名を記載したインデックスを付けてください。インデックスは書類に直接貼付せず、白紙にインデックスを貼付の上、綴じてください。

※インデックスには提出書類No.ではなく、提出書類名を記載してください。（提出書類の種類が確認できれば、提出書類名の全てを記載しなくても結構です。）

④追加書類の提出

北区が必要と認める場合には、追加書類の提出を求める場合があります。

⑤費用の負担

応募に必要な費用については、すべて応募者の負担とします。

⑥使用言語及び単位等

応募に関する提出書類等の作成に際して使用する言語は、原則、日本語（漢字、ひらがな、カタカナ）とし、横書きを原則とします。単位はメートル法を使用することとし、文字の大きさは原則11ポイント以上とします。

9. 提案内容

提出書類のうち、「（様式9）事業計画提案書」については、以下の内容に留意し、提案してください。なお、様式は必要に応じて伸縮してください。最大でA4で20頁までとします。

※様式内に図表等を貼付する場合は、その図表中の文字の大きさは「11ポイント以上」でなくても可としますが、書類審査の主要な様式となるため、その点を考慮してください。

1. 法人の理念・姿勢	
	(1) 法人の基本理念、経営理念について 従業員への周知方法などを含め記載すること。
	(2) 地域密着型サービスについての考え 介護保険制度における地域密着型サービスの意義・目的についての考えを含め記載すること。特に、整備予定圏域が抱える地域課題を独自に分析すること。
	(3) 本公募に応募した理由
	(4) 自己評価や外部評価及び情報の公開に関する考え方 評価の実施に関する考え方及び評価に対する取り組みを含め記載すること。

2. 法令等の遵守	
	(1) 法令等の遵守についての考え方（労働関係法令を含む）
	(2) 個人情報保護についての考え方（従業員の守秘義務など）
	(3) 過去の指導監査結果に対する取り組みについて
3. 運営実績	
	(1) 事業を運営するに足りる実績・経験について 介護保険サービス事業の運営実績、経験を含め記載すること。
4. 従業員の採用・育成	
	(1) 人材確保の取り組みについて 地域人材の活用を含めた、従業員の募集に当たっての具体的かつ多様な方法、離職率を低くするための取り組み、労働環境の配慮などを含め記載すること。
	(2) 従業員の育成・接遇に関する取り組みについて 具体的な研修計画やその内容などを含め記載すること。
	(3) 管理者に求める資質・経験について
	(4) 経験のある従業員の採用について 経験のある従業員の配置に対する考え方などを含め記載すること。
5. 運営管理	
	(1) 危機管理体制について 非常災害時の体制の内容や応援体制、防災の取り組みなどを含め記載すること。
	(2) 事故防止・安全対策及び事故発生時の対応について 事故防止に対しての取り組み、発生した際の対処方法などを含め記載すること。
	(3) 衛生管理体制について 感染症や食中毒に関する具体的な予防対策、発生した際の対処方法などを含め記載すること。
	(4) 苦情処理のための体制について 苦情処理の体制の内容、具体的な処理の手順などを含め記載すること。
6. 利用者への対応	
	(1) 24時間365日サービス提供についての考えについて 小規模多機能型居宅介護サービスが適すると考えられる利用者像や通い・訪問・宿泊のサービスのどのサービスに重点を置くのかなどについても含めて記載すること。
	(2) 具体的な介護の方針について 日常生活上の支援（入浴や食事などの支援内容）についての具体的な内容、自立支援のための具体的な手法などを含め記載すること。
	(3) 個人データ等の管理について 個人データの管理方法、データを持ち出す場合に配慮することを含め記載すること。
	(4) 利用者等への人権及び尊厳に対する考えについて 身体拘束や虐待防止に対する考え、取り組みなどを含め記載すること。
	(5) 認知症ケアに対する考え方について 認知症対応策の具体的な手法、ケアの内容の創意工夫などを含め記載すること。

	(6) 重度化した場合に対する支援の考え方について 医療依存度の高い利用者の受け入れ、ターミナルケアへの取り組みなどを含め記載すること。
	(7) 緊急時の対応について 日中・夜間時のサービス提供時の事故及び病状悪化等の対応や協力医療機関との協力体制などを含め記載すること。
7. 事業の適正な運営	
	(1) サービスの質の向上への取り組みについて 向上への具体的な目標や方策を含め記載すること。
	(2) 地域との連携について 運営推進会議の設置計画、構成する委員などを含め記載すること。
	(3) 地域包括ケアシステムについて 地域における課題把握やその解決、住民交流などの地域における地域づくりの拠点となる取り組みを記載すること。
	(4) 他のサービス事業者及び関係機関との連携及び交流について 地域の医療・保健・福祉関係機関、民生委員、行政機関や区内事業者との連携方法などを含め記載すること。 地域において小規模多機能型居宅介護サービスが定着するために必要な取組について記載すること。
8. 本提案を行う上で、特に強調したい点 1～7の項目に限らず、応募にあたって特に強調したい点について記載すること。	

10. 選定後の手続き

事業開始の準備が整った時点で、区に地域密着型サービス事業所の指定申請書等を提出します。区が指定申請書等の審査及び現地調査を行い、指定します。

ただし、指定申請書等の審査結果により、指定基準に満たない場合は、指定しないことがあります。

※補助制度の日程の都合上、事業開始まで一定の期間を要する場合があります。選定後、事業開始時期について必ず区担当者で調整後、手続きを進めてください。

11. 補助制度

(1) 補助制度の内容

補助制度の内容は、次のようになります。補助金の活用を予定している場合は、資金計画を作成する際に、補助予定額を見込んでください。

※補助予定額は、現時点でのものとなっているため、今後変更となる場合があります。

①施設整備費補助

補助対象事業	補助予定額
小規模多機能型居宅介護	33,600 千円/施設

-②開設準備経費補助

補助対象事業	補助予定額
小規模多機能型居宅介護	839 千円×宿泊定員数

(2) その他

- ①補助制度を活用する場合は、公募申請とは別に補助金協議等の手続きがあり、協議スケジュールに合わせ、別途関係書類が必要となります。
なお、補助申請時期が限られているため、制度活用時の開設年月日も限定されます。具体的なスケジュールを含む詳細については、補助を受ける年度により異なるため、事業予定者として決定後、協議をさせていただきます。開設までに2年程度を要する場合があります。
- ②北区の補助制度は、国の交付金や東京都の補助制度を活用しているため、区の補助要綱のほか、別途、国及び東京都の要綱に基づいて、条件が付されます。
- ③交付金及び補助金は、国または東京都との協議により、交付が決定されるものであるため、必ずしも交付されるものとは限りません。

1 2. 問い合わせ（提出）先

北区福祉部介護保険課給付調整係

〒114-8508 北区王子本町一丁目 15 番 22 号 北区役所 第一庁舎 1 階 1 3 番

電話 03-3908-1119（直通）

FAX 03-3908-9257

Eメール kaigo-ka@city.kita.lg.jp

担当 西崎（にしざき）・工藤（くどう）

1 3. その他

- (1) 書類提出後、選定前までに応募を辞退する場合は、辞退理由を明記の上、法人名、代表者名の記名、法人代表者印の押印のある応募辞退届（様式自由）を提出してください。
- (2) 提出された書類は、選定を行う際に必要な範囲において、複製を作成することがあります。
- (3) 提出された書類は、理由の如何にかかわらず、返却いたしません。
- (4) 北区が提供する資料は、応募に係わる検討以外の目的で使用することを禁じます。
- (5) 審査の過程については、公表いたしません。
- (6) 応募書類及び提案書等の著作権は、応募者に帰属します。ただし、北区は事業者の公表等に必要な場合は、応募書類及び提案書の内容を無償で使用できるものとします。決定事業者の提案内容について情報公開請求があった場合は、東京都北区情報公開条例に基づき、公開します。